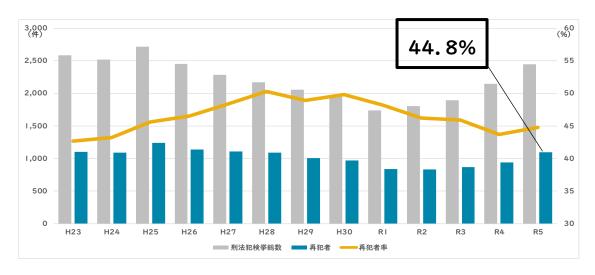
# 再犯防止に関する取組について

### 1. 本県の再犯防止の現状

滋賀県の状況として、令和5年における刑法犯検挙総数(2,447人)に占める再犯者数(1,097人)の割合は44.8%である。

再犯者数は、令和3年より増加傾向にあり、再犯者率も令和5年より上昇に転じている。 刑法犯検挙総数の約半数が再犯者である。

年次	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RI	R2	R3	R4	R5
刑法犯検挙総数	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893	2,146	2,447
再犯者	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008	973	836	834	868	938	1,097
再犯者率	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9	43.7	44.8



【法務省秘書課提供データ】

※再犯者率とは、刑法犯として検挙された者のうち再犯者が占める割合

## 2. 本県の再犯防止の取組状況

- (1)第二次滋賀県再犯防止推進計画の策定 (R6.3)
- ①計画の趣旨

罪を犯し、生きづらさのある人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていくことが できる社会環境をつくるとともに、ひいては被害者を生み出さない社会となることを目指し て策定

②計画の期間

令和6年度から令和10年度(5年間)

③基本施策



- (2)国・市町・民間団体等との連携強化
- ①市町の再犯防止推進計画の策定促進
  - ・18 市町策定(R6.4月時点) ⇒R6年度中に全市町策定予定
- ②関係機関のネットワーク構築・強化
  - ·市町担当者会議(R6.9.12)、再犯防止推進会議(R7.2.14 予定)の開催
- ③事業所等相談アドバイス事業(H30~県社会福祉士会へ委託)
  - ・支援者からの相談に対応

	R4	R5	R6.11末時点
電話相談	5件	8件	6件
訪問回数	5件	4件	0件
アドバイザー派遣	23件	12件	30件

#### (3)保健医療・福祉的支援の充実

- ① 滋賀県地域生活定着支援センター事業(H21~社会福祉法人グローへ委託)
- ・高齢または障害のある刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援
  - 1 出口支援(コーディネート、フォローアップ、地域定着相談支援)
    - ・・・矯正施設入所中から、釈放後の帰住先調整や福祉サービスの受給に向けた支援
  - 2 入口支援(被疑者等支援)
    - ・・・刑事手続の取り調べの段階から福祉サービスの受給に向けた支援
  - 3 個別プログラム支援(R6~)
    - ・・・性犯罪者等の性課題を抱える人に対する支援

	R4	R5	R6.11末時点
コーディネート件数	18件	15件	9件
フォローアップ件数	22件	21件	7件
被疑者等支援件数	4件	3件	4件
地域定着相談件数	64件	69件	36件
個別プログラム支援	_	_	2月から4名に支援 予定(月2回)

#### (4)民間協力者の活動の推進、広報・啓発

- ①再犯防止地域支援員設置事業(H30~県更生保護事業協会へ委託)
  - ・更生保護フォローアップ事業(R4~)

(保護観察期間終了者のうち希望者に対し、保護司による継続支援)

	R4	R5	R6.11末時点
相談件数	36件	85件	55件
支援人数	8人	17人	12人

- ・協力雇用主等相談支援事業(R6~) 協力雇用主会の情報交換会(R6.8.22、12.3)
- ・民間関係者の好取組事例の発信(リーフレット配布、パネル展示) ジンケンダーラジオ放送(R6.7.9)

じんけんミニフェスタ(R6.9.7)、じんけんわくわく冬まつり(R6.12.8)での啓発

- ② 社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ伝達式(R6.6.27)
- ③ 再犯防止民間協力者感謝状贈呈(R3~) R6 年度:保護司4名、更生保護女性会員5名、BBS 会員1名







(県民サロンでのパネル展示)



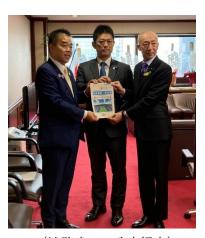
(第74回社会を明るくする運動)

#### (5)国への提案·要望(R6.12.12)

### ○罪を犯した人を地域で支え、その人も地域を支える環境づくり

- ・地域全体で支える仕組みづくりを目指したモデル事業の創設
- ・矯正施設入所中の多様な職業訓練プログラムの実施と指導・支援等に関するアセスメント 内容等を共有できる仕組みづくり
- ・安全・安心に保護司活動が行える環境の充実に向けた多様な面接方法の確保、保護司活動の普及啓発強化、ならびに保護司を雇用する事業所等に対する理解促進および税制面の優遇措置など支援策の創設





(滋賀 KANAME プロジェクト)

(法務省への政府提案)

※滋賀 KANAME プロジェクトとは・・・関係機関等がネットワークを作り、保護司だけでなく、地域全体で立ち直りを支援するための体制づくりを目指すもの。